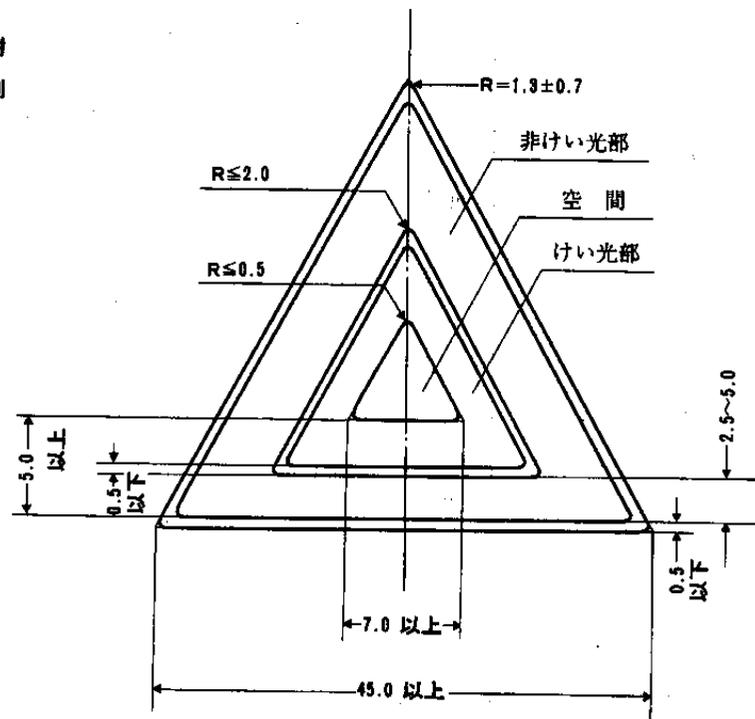


別記様式第五の六 (第九条の十七、第九条の十八関係)

附則

この府令は、平成十二年三月三十一日から施行する。



- 備考
- 1 図中の「非けい光部」は、夜間用停止表示器材にあつては、「反射部」とする。
 - 2 けい光部の面積は、247平方センチメートル以上とする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○厚生省令第二十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第十二項(第五十三条第四項において準用する場合を含む)、第四十六条第八項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)及び第四十八条第九項の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令を次のように定める。

平成十二年三月七日

厚生大臣 丹羽 雄哉

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令

(定義)

第一条 この省令において「介護給付費」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)に規定する居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、居宅支援サービス費及び居宅支援サービス計画費をいう。

2 この省令において「公費負担医療等」とは、次に掲げる給付とする。

- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第十九条の更正医療の給付
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 三 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十五条の二の介護扶助
- 四 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十八条の一般疾病医療費の支給
- 六 前各号に掲げるもののほか、医療又は介護に関する給付であつて厚生大臣が定めるもの

3 この省令において「審査支払機関」とは、市町村(特別区を含む)、法第四十一条(法第四十六條第七項(法第五十八條第四項において準用する場合を含む。))の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。をいう。

4 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、介護給付費又は公費負担医療等に関する費用(以下「介護給付費等」という。)の請求をしようとする指定居宅サービス事業者(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)、指定居宅介護支援事業者(法第四十六条に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(介護給付費等の請求)

第二条 指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者は、介護給付費等を請求しようとするときは、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス)をいう。以下同じ。)又は指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援)をいう。以下同じ。)の事業を行う事業所ごとに、居宅サービス又は居宅介護支援の種類に応じて厚生大臣が定める区分に従い厚生大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生大臣の定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うものとする。

2 介護保険施設は、介護給付費等を請求しようとするときは、法第四十八条第一項に規定する指定施設サービスの種類に従い厚生大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生大臣の定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うものとする。

(介護給付費等の請求日)

第三条 介護給付費等の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による介護給付費等の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす。

(介護給付費等の請求の開始等の届出)

第四条 指定居宅サービス事業者等は、第二条の規定による電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる介護給付費等の請求を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

- 一 指定居宅サービス事業者等の名称及び所在地
 - 二 請求を行うおとする指定居宅サービス若しくは指定居宅介護支援の事業を行う事業所又は介護保険施設の名称及び所在地
 - 三 介護保険事業番号
 - 四 電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求の別
 - 五 請求を開始しようとする年月
- 2 指定居宅サービス事業者等は、前項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更に係る事項を審査支払機関に届け出なければならない。

附則
 (施行期日)
 第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)
 第二条 指定居宅サービス事業者等であつて、居宅療養管理指導、痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護(以下この項において「居宅療養管理指導等」という。)に係る介護給付費等の請求のみを行うもの、居宅療養管理指導等以外の一種類の指定居宅サービスに係る介護給付費等の請求のみを行うものその他これらに準ずる電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、介護給付費請求書に介護給付費明細書(指定居宅介護支援事業者にあつては、介護給付費明細書及び給付管理票(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十四条(同令第三十条において準用する場合を含む。))に規定する文書をいう。以下同じ。)と添えて、これを審査支払機関に提出することにより介護給付費等を請求することができる。

2 前項の介護給付費請求書、介護給付費明細書及び給付管理票の様式は、次の表の区分による。

介護給付費請求書	様式第一
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション又は福祉用具貸与に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第二
短期入所生活介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第三
介護老人保健施設における短期入所療養介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第四
病院又は診療所における短期入所療養介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第五
痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第六
居宅介護支援介護給付費明細書	様式第七
介護福祉施設サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書	様式第八
介護保健施設サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書	様式第九
介護療養施設サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書	様式第十
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション又は福祉用具貸与に係る給付管理票	様式第十一
短期入所生活介護又は短期入所療養介護に係る給付管理票	様式第十二

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。
 第十三条の十第一項中「又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)」を、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)」に改める。
 (生活保護法施行規則の一部改正)

第四条 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
 第十七条第一項中「老人保健施設療養費等の請求に関する省令(昭和六十三年厚生省令第二十三号)」を削る。
 第十九条から第二十一条までを削り、第十八条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。
 第二十条及び第二十一条 削除
 第十七条の次に次の一条を加える。

(介護の報酬の請求及び支払)
 第十八条 都道府県知事が法第五十四条の二第四項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしてしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定介護機関が行つた介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定介護機関に対し、都道府県知事が介護保険法第七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その介護の報酬を支払うものとする。

第二十三条及び第二十四条中「第十七条」を「第十八条」に改める。
 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を次のように改正する。
 第十一条中「又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)」を、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)」に改める。

(結核予防法施行規則の一部改正)
 第六条 結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
 第二十九条第一項中「又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)」を、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)」に改める。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正)
 第七条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令」を、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)」に改める。

第二十七条中「又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令」を、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)」に改める。

第二十七条中「又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令」を、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)」に改める。

第二十七条中「又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令」を、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)」に改める。

第二十七条中「又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令」を、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)」に改める。

様式第一(一)(附則第二条関係)

平成		年		月分	
----	--	---	--	----	--

介護給付費請求書

保 険 者

(別記) 殿

下記のとおり請求します。 平成 年 月 日

事業所番号														
請求事業所	名称													
	所在地	〒												
	連絡先													

保険請求

区分	サービス費用						食事提供費用						
	件数	単位数・点数	費用合計	保険請求額	公費請求額	利用者負担	件数	延べ日数	金額	標準負担額	公費請求額	保険請求額	
居宅サービス・施設サービス													
居宅介護支援													
合計													

公費請求

区分	サービス費用				食事提供費用							
	件数	単位数・点数	費用合計	公費請求額	件数	延べ日数	金額	標準負担額	公費請求額	保険請求額		
13 生保 居宅サービス・施設サービス												
13 生保 居宅介護支援												
10 結 34												
11 結 35												
21 精 32												
16 身障 更生												
19 原簿 一般												
51 特定疾患												
合計												

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第一(二)(附則第二条関係)

介護給付費請求書別紙(請求の基礎となる施設・人員等の区分)

平成		年		月		日		事業所番号												
----	--	---	--	---	--	---	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業区分	1.指定 2.基準該当	地域区分	1.特別区 2.特甲地 3.甲地 4.乙地 5.その他	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等
11				訪問介護			特別地域加算 1.なし 2.あり
12				訪問入浴介護			特別地域加算 1.なし 2.あり
13				訪問看護	1.訪問看護ステーション 2.病院又は診療所		特別地域加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 1.なし 2.あり 1.対応不可 2.対応可
15				通所介護	1.単独型 2.併設型 3.痴呆専用単独型 4.痴呆専用併設型		機能訓練指導体制 食事提供体制 入浴介助体制 特別入浴介助体制 送迎体制 1.なし 2.あり 1.なし 2.あり 1.なし 2.あり 1.なし 2.あり 1.対応不可 2.対応可
16				通所リハビリテーション	1.通常規模の医療機関 2.小規模診療所 3.介護老人保健施設		食事提供体制 入浴介助体制 特別入浴介助体制 送迎体制 1.なし 2.あり 1.なし 2.あり 1.なし 2.あり 1.対応不可 2.対応可
17				福祉用具貸与			特別地域加算 機能訓練指導体制 1.なし 2.あり
21				短期入所生活介護	1.単独型 2.併設型・空床型	1.I型 2.Ⅱ型 3.Ⅲ型	夜間勤務条件基準 送迎体制 1.基準型 2.減算型 1.対応不可 2.対応可
22				短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	1.介護老人保健施設	1.I型 2.Ⅱ型	リハビリテーションの加算状況 痴呆専門棟 送迎体制 1.なし 2.あり 1.なし 2.あり 1.対応不可 2.対応可
23				短期入所療養介護 (上記「22」以外)	1.病院療養型	1.I型 2.Ⅱ型 3.Ⅲ型 4.Ⅳ型	療養環境基準 医師の配置基準 夜間勤務条件基準 送迎体制 1.基準型 2.減算型Ⅰ 3.減算型Ⅱ 4.減算型Ⅲ 1.基準 2.医療法施行規則第49条適用 1.基準型 2.加算型Ⅰ 3.加算型Ⅱ 4.加算型Ⅲ 5.加算型Ⅳ 6.減算型 1.対応不可 2.対応可
						1.I型 2.Ⅱ型	療養環境基準 送迎体制 1.基準型 2.減算型Ⅰ 3.減算型Ⅱ 1.対応不可 2.対応可
						1.I型 2.Ⅱ型 3.Ⅲ型 4.Ⅳ型	送迎体制 1.対応不可 2.対応可
						1.I型 2.Ⅱ型 3.Ⅲ型 4.Ⅳ型	送迎体制 1.対応不可 2.対応可
						1.I型 2.Ⅱ型 3.Ⅲ型 4.Ⅳ型	夜間勤務条件基準 送迎体制 1.基準型 2.加算型Ⅰ 3.加算型Ⅱ 4.加算型Ⅲ 5.加算型Ⅳ 6.減算型 1.対応不可 2.対応可
33				特定施設入所者生活介護	1.有料老人ホーム 2.軽費老人ホーム		機能訓練指導体制 1.なし 2.あり
43				居宅介護支援			特別地域加算 1.なし 2.あり
51				介護老人福祉施設	1.介護福祉施設 2.小規模介護福祉施設	1.I型 2.Ⅱ型 3.Ⅲ型	機能訓練指導体制 常勤専従医師配置 精神科医師定期的療養指導 夜間勤務条件基準 1.なし 2.あり 1.なし 2.あり 1.基準型 2.減算型
52				介護老人保健施設		1.I型 2.Ⅱ型	リハビリテーションの加算状況 痴呆専門棟 1.なし 2.あり
53				介護療養型医療施設	1.療養型	1.I型 2.Ⅱ型 3.Ⅲ型 4.Ⅳ型	療養環境基準 医師の配置基準 夜間勤務条件基準 1.基準 2.減算型Ⅰ 3.減算型Ⅱ 4.減算型Ⅲ 1.基準 2.医療法施行規則第49条適用 1.基準型 2.加算型Ⅰ 3.加算型Ⅱ 4.加算型Ⅲ 5.加算型Ⅳ 6.減算型
						1.I型 2.Ⅱ型	療養環境基準 1.基準型 2.減算型Ⅰ 3.減算型Ⅱ
						1.I型 2.Ⅱ型 3.Ⅲ型 4.Ⅳ型	
						1.I型 2.Ⅱ型 3.Ⅲ型 4.Ⅳ型	夜間勤務条件基準 1.基準型 2.加算型Ⅰ 3.加算型Ⅱ 4.加算型Ⅲ 5.加算型Ⅳ 6.減算型
51				介護保険施設共通			食事提供の状況 1.別表第二注1該当 2.別表第二注2イ該当 3.別表第二注2ロ該当
52							
53							

備考 この用紙は、A列4番とすること。

